

(環境省同時発表)

報道関係者 各位

令和4年3月1日

【照会先】

労働基準局安全衛生部化学物質対策課
課長 木口 昌子
補佐 樋口 政純
中央労働衛生専門官 直野 泰知
(電話代表) 03(5253)1111(内線 5511)
(直通電話) 03(3502)6756

**4月1日から石綿の事前調査結果の報告制度がスタートします
～3月18日から電子システムによる報告ができます～**

令和4年4月1日から、建築物などの解体・改修工事を行う施工業者（元請け事業者）は、該当する工事で石綿含有の有無の事前調査結果を労働基準監督署に報告することが義務づけられます。報告は、環境省が所管する大気汚染防止法に基づき、地方公共団体にも行う必要があります。

この報告は、原則として電子システム「石綿事前調査結果報告システム」から行っていただきます。パソコン、タブレット、スマートフォンから24時間オンラインで行うことができ、1回の操作で労働基準監督署と地方公共団体の両方に報告することができます。

【石綿の事前調査結果の報告と電子システムによる報告の概要】

1. 事前調査結果の報告対象（年間200万件）

- ・石綿の事前調査結果の報告対象は、以下のいずれかに該当する工事で、個人宅のリフォームや解体工事なども含まれます。

【報告対象となる工事】

- ・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積80㎡以上）
 - ・建築物の改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
 - ・工作物の解体・改修工事（請負金額が税込み100万円以上）
 - ・鋼製の船舶の解体または改修工事（総トン数20トン以上）
- ・大気汚染防止法に基づき地方公共団体にも報告する必要があります。
(鋼製の船舶は、石綿障害予防規則に基づく労働基準監督署への報告のみ必要となります。)

2. 電子システム（石綿事前調査結果報告システム）による報告のメリット

- ・パソコン、タブレット、スマートフォンから、行政機関の開庁日や開庁時間にかかわらず、いつでも報告ができます。
- ・1回の操作で、労働基準監督署への報告と大気汚染防止法に基づく地方公共団体への報告を同時に行えます。
- ・複数の現場の報告も、まとめて行うことができます。

【別添1】 建築物等の解体・改修工事の石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

【別添2】 事前調査結果の報告が施工業者（元請事業者）の義務になります！

建築物等の解体・改修工事の

石綿事前調査結果の電子報告がはじまります！

石綿事前調査結果報告システムの利用準備をお願いします

Point

1

2022年春から
制度が変わります

2022年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度がはじまります。

Point

2

報告はパソコン・
スマートフォンで

報告は、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行っていただきます。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

Point

3

事前の準備が
必要です

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには「G BizID」を取得していただく必要があります。

システムでできること(一例)

| | | |
|-------|------------|--|
| 新規申請 | 電子申請をおこなう | パソコン・スマートフォンをつかって、事前調査結果の報告を、労働基準監督署・自治体の窓口に出向くことなく一度の操作で行うことができます。 |
| 下書き保存 | テンプレートをつくる | 申請途中で一時保存するだけでなく、保存済み申請情報のよく使う項目(元方(元請)事業者、請負事業者)をコピーして、新規申請の作成ができます。 |
| 一括申請 | まとめて申請する | 「プライムアカウント(G BizID)」を取得していただくと、Excelを用いて複数の工事を一括でシステムに入力し、報告することも可能です。 |
| 資料作成 | 申請情報の活用 | システムに入力したデータを活用して、事前調査結果の掲示用資料等を作成することができます。 |

事前に準備いただきたいこと

パソコン・スマートフォンの準備

パソコンまたはスマートフォンが必要です

| | | |
|------|--|--|
| 端末 |  パソコン |  スマートフォン (タブレット) |
| OS | Windows / Linux iOS (iPadOS) / Android OS | |
| ブラウザ | Google Chrome / Safari Internet Explorer など | |

電子申請を行うためには、上記の条件を満たすパソコンまたはスマートフォンが必要です。なお、フィーチャーフォン(ガラケー)はご利用いただけません。

G BizIDの取得

どちらかのG BizIDの取得が必要です

gBizID プライム

- 新規申請・下書き保存
- 一括申請
- 支店・支社等の管理

おすすめ 支店がある大規模事業者
報告数が多い事業者

gBizID エントリー

- 新規申請・下書き保存
- ×一括申請
- ×支店・支社等の管理

おすすめ 報告数が少ない事業者
個人事業主

OR

ログインにはG BizIDを利用します。G BizIDには「プライム」「エントリー」の2種類があり、複数工事を一括申請するためには「プライム」アカウントの取得が必要です。

G BizIDの取得はこちらから

gBizID <https://gbiz-id.go.jp/>

石綿障害予防規則に関するお問い合わせ

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

大気汚染防止法に関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大防法政令市 大気環境所管部局

事前調査結果の報告が 施工業者（元請事業者）の 義務になります！

2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>

※システムは2022年3月に公開
予定です。公開までは、事前
調査結果の報告制度のページ
に自動転送されます。

※システムの利用にはgビズID
（gビズプライムまたはgビズ
エントリー）が必要です。gビ
ズIDの発行手続きは↓
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



石綿事前調査結果報告システム

検索

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

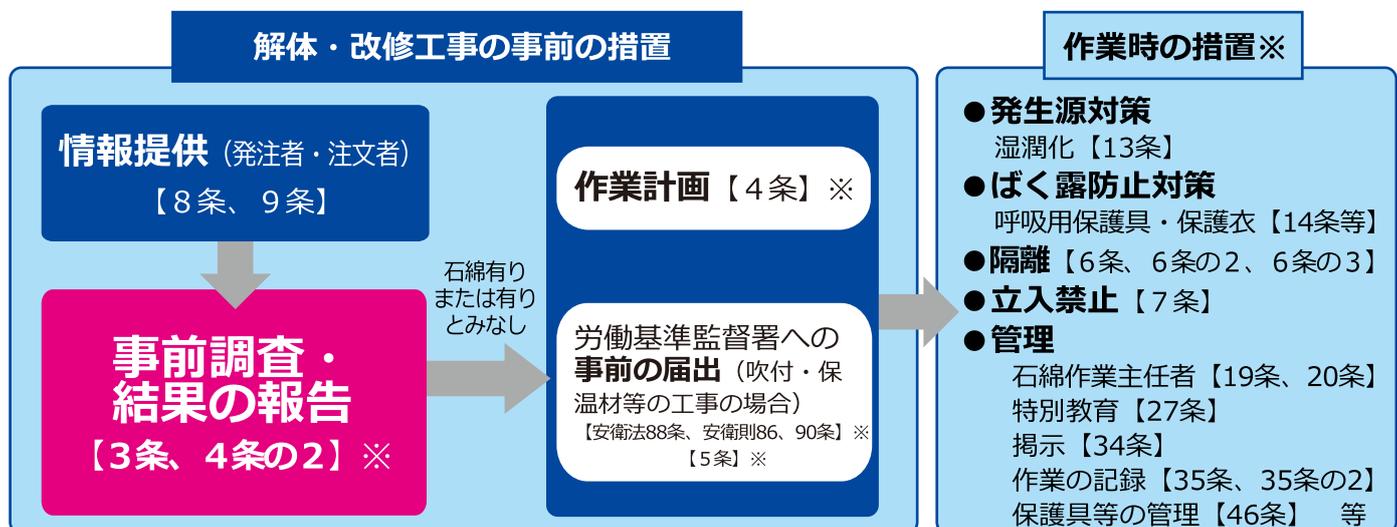
以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

| 工事の対象 | 工事の種類 | 報告対象となる範囲 |
|----------------------------|------------|-------------------|
| 全ての建築物 (建築物に設ける建築設備を含む) | 解体 | 解体部分の床面積の合計が80㎡以上 |
| | 改修 (※1) | 請負金額が税込100万円以上 |
| 特定の工作物 (※3) | 解体・改修 (※2) | 請負金額が税込100万円以上 |

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果を踏まえた工事の実施 (石綿障害予防規則の規制概要)

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は大変重要です。



特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。

※は罰則規定のあるもの

詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業員、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



「石綿総合情報ポータルサイト」は、2021年12月以降リニューアル予定です。